

# 令和2年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日時：令和2年4月28日（火）14時00分
2. 場所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 11名  
会長 7番 縣次男  
副会長 1番 坂本成一  
  
委員 2番 竹内正敏  
3番 高田英  
4番 大野重利  
5番 江藤国子  
6番 式田信一  
8番 佐藤孝雄  
9番 佐藤一富  
10番 麻生秀昭  
11番 佐藤富雄

4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程
  - (1) 出席確認
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 議事
    - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
    - ② 農地法第5条の規定による許可申請の取下げの報告について
    - ③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
    - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
    - ⑤ 非農地証明の発行について
    - ⑥ 空き家に付随した農地の指定について
    - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
    - ⑧ その他
  - (4) その他

7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認  
出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。  
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 4番 大野重利委員さんをお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしく申し上げます。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」  
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による申請の取下げの報告について」  
(議案第2号 1件)

議 長

日程第2 農地法第5条の規定による申請の取下げの報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第5条の規定による申請の取下げの報告について、議案朗読説明。

議 長

議案2号につきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第3～9号 7件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案3号からですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは、説明致します。

たしか今年の1月頃にもこの方の案件が出てきたんじゃないかと思うんですけども、渡人のご主人が亡くなりまして農作業ができないという事で、受人が買ったという事でございます。

よろしく審議をお願いします。

議 長

この議案3号の案件につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、もう一度、式田委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

議案番号4号です。渡人と受人は夫婦の関係です。家庭の都合で名義を奥さんにしなないといけないという事で、私も承認したわけでございます。

別に、これから先の田んぼの管理は渡人もしますという事でございます。

よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案4号について、皆さんより質疑があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号4番 大野 重利委員さんから説明の方お願い致します。

4番 大野 重利 委員

5番の説明を致します。

挾間町高崎の、高崎山の近くです。

地目が畑になっていますが、現状は山と言っていい様な状態になっておりました。

それで、渡人が高齢となったため受人が引き受けるという事を聞いております。

審議の方、宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案5号の案件、ご質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員さんから説明の方お願いします。

5番 江藤 国子 委員

場所は、JR湯布院駅裏の圃場整備を行った場所のライスセンターとかがある場所の近くになります。

譲渡人は74歳で、農地の管理が難しくなったということで隣接地の受人に相談したところ売買の話が成立しました。譲受人は、会社の会長職を兼ねてまして、住所は福岡市となっていますが、湯布院町に住んでいる状況で農業を行っています。農業機械も充実してましてライスセンターも所有していることから問題ないと思います。

以上です。

議 長

それでは、この議案6号の案件、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案6号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案7号ですが、議席番号6番 式田委員さんから説明の方お願いします。

6番 式田 信一 委員

議案番号7号ですね。

面積的にも150㎡という事で非常に小さい土地ですけれども、渡人が高齢により管理できない、農機具等もう所有していないということで、受人が買うということで話

がまとまったということです。  
宜しく申し上げます。

議 長

それでは、この議案7号の案件、質疑があればお願い致します。  
ご質問ないでしょうか。  
(ありません。)  
この議案7号案件、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案8号ですが、この案件は私が(7番 縣 次男委員) 農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席しますので、副会長の坂本委員に議事進行をお願い致します。

(2番 縣 次男委員 退室)

副 会 長

議案8号については、縣会長が農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議案番号8号ですが、議席番号2番 竹内 正敏委員より説明の方お願い致します。

2番 竹内 正敏 委員

ご説明致します。  
渡人は別府市在住になっていますけど、お父様が塚原にいて、昨年お亡くなりになりました。それで相続致しましたけど、やっぱり農業をする事が出来ないという事で、受人と50メートルしか家が離れておらず、長い間受人が管理しておりましたので売りたいという事で、今月受人より話を受けまして、承認いたしました。  
宜しく申し上げます。

副 議 長

議案8号について、質疑がありましたらお願いします。  
(ありません。)  
それでは、この8号の案件 承認されます委員さんの挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、縣会長入ってください。

(2番 縣 次男委員 入室)

副 議 長

議案8号につきましては承認されましたので、報告致します。

2番 縣 次男 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案9号ですが、議席番号6番 式田委員さんから説明の方をお願いします。

6番 式田 信一 委員

議案番号9号ですね。渡人は以前庄内町中に住んでいたんですけども、もう出てしまって東長宝の方で生活しています。

田んぼは1年に1回の管理はしてもらってたらしんですが、それもお金がかかるし大変だという事で、たまたま受人が田舎の方で家と土地を探しておりまして、セカンドハウスの事で農業をやりたいという事でありまして。よろしく審議をお願いします。

議 長

議案9号の案件説明が終わりましたけれども、ご質疑があればお願いします。質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この9号の案件 承認されます委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第10～18号 9件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、9件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案10号の案件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案10号について説明します。この案件は先月申請の取り下げが出た案件の再度の申請です。

申請地は庄内町の韓国苑の近くに社会福祉法人が建設した施設の国道を挟んだ向かい側に位置しており、施設の駐車場を造るという計画で昨年9月の総会で許可相当と判断をいただいたものです。

しかし、その後県の許可が降りる前に、転用者の社会福祉法人が施設建設の工事事務所を仮設してしまい違反転用状態となったため、どけることを求めたのですが建設工事中はどけることができなかつたため、最終的に一度取り下げということになりました。そして、施設の工事が終わったため再度申請が上がってきたものです。

内容については以前のものから全然変わっておりません。

審議よろしくをお願いします。

議 長  
議案10号の案件につきまして、皆さんより質疑があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員  
3ページの字図を見ると、ここの進入路がないと思うんですがどうでしょうか？  
86-5は、個人の名前になっていますけれども。

事 務 局  
86-5が、進入路部分です。

3番 高田 英 委員  
ここが個人の名前ということは、ここの所有権移転もするということ？

事 務 局  
ここはすでに売買が完了しています。この字図が昨年9月に出た時点の字図なので、9月から今までの間に名義変更は完了済みです。

議 長  
他に質問はありませんか？  
(ありません。)  
それでは、意見がない様なので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
この案件、許可相当と認めます。

続きまして、議案11号ですが、この案件も事務局より説明をお願いします

事 務 局  
議案11号についても、申請取り下げからの再申請という案件です。  
これについては2月の総会で審議をしまして、先月の3月に取下げという事で報告させてもらったんですけども、以前は受人の法人が今回の転用者の親会社である株式会社Aで出ていました。株式会社Aで、県に進達をして審査を進めていたんですけども、その中で、太陽光の経済産業省の認定と九州電力への接続の名義が株式会社Aの子会社である株式会社Bのままであったことが発覚しまして、そうなると株式会社Bを転用者として申請するしかないの、出し直しという形になったものでございます。  
これについても以前承認いただいた時から計画は変わっていません。事業者の名前が変わっただけでございます。宜しく申し上げます。

議 長  
それでは、議案11号について、質問がある方お願い致します。

(9番 佐藤 一富委員より挙手有り。)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員  
一緒の会社？

事務局  
今回の受人の会社は子会社で、代表取締役は同じ人。完全に子会社です。

9番 佐藤 一富 委員  
会社が変わるなら地元説明会の時の話と変わってくるのではと思ったけど、ほとんど一個の会社として考えていいわけ？

事務局  
同じものと考えていいと思います。

8番 佐藤 孝雄 委員  
以前の方は、土地は貸借じゃなかったかな？売買じゃなくて。

事務局  
以前も売買で出ました。

8番 佐藤 孝雄 委員  
売買やったかな。  
それと、これ渡人は一人だけではなかったのでは？前の申請の時は、他に誰かいたんじゃないかな？

事務局  
多分それは、隣地同意の話かと。  
土地の持ち主としては渡人だけです。  
隣地同意の関係では何名か名前が挙がりましたので。

8番 佐藤 孝雄 委員  
それなら、渡人の土地だけを買って、そこだけしか工事しないということですね？

事務局  
はい。使う土地については、渡人の所だけ。

議長  
他に質問はないでしょうか。  
(ありません。)  
ご意見がない様でございますので、この議案11号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんからお願い致



します。

9番 佐藤 一富 委員

申請地の道を挟んだ向かいが受人の自宅で、駐車場が狭いため転用を行いたいという事です。

地目は畑なのですが、もうだいぶ前から竹林が侵食しているような現状ですので問題もないかと思えます。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案12号の案件、質疑があればお願いします。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

8ページの申請地の南側の土地ですが、これは市道で、市が買収しているけど登記ができていないというような感じですか？

事務局

形としては、完全に市道の一部になっています。まあ、名義が変えられていないというようなことかなと。

3番 高田 英 委員

そういうところがまだたくさん残ってますからね。

9番 佐藤 一富 委員

え？図面じゃわからないけど、あそこの裏に道なんてないよ。

事務局

裏じゃなく前。

9番 佐藤 一富 委員

あ、前か。前はもう完全に道ですね。完全に舗装しているから。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号につきましても、佐藤 一富委員さんから説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

場所は挾間町鬼崎の田の小野というところです。ここは元々地権者が家を建てる気だったのか宅地に適したような土地で、現在は耕作されておらず荒れているような状況です。

問題はないと思います。宜しくお願いします。

議 長

議案13号について、質問があればお願い致します。

ご質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、13号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号につきまして、議席番号4番 大野 重利委員さんから説明をお願い致します。

4番 大野 重利 委員

申請地は挾間町来鉢です。資料の16ページを見てもらうと賀来川が通っています。その横に道路があって、それから申請地に入っていくんですが、申請地の向こう側は山になってますし、農地が結構荒れていました。

審議の方、宜しくお願いします。

議 長

議案14号について、質問があればお願い致します。

ご質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、14号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案15号につきまして、議席番号5番 江藤 国子委員さんから説明をお願い致します。

5番 江藤 国子 委員

議案番号15号ですけど、湯平大橋を渡って、しばらく行った所を左に入って行った集落になるんですけども、渡人の体調が悪くて農業が出来ないという事で、太陽光発電にしたいという事で、今回申請となりました。

元々が田なので、水路とかを弄らずにそのまま太陽光を設置するという事なので、特に問題はないと思います。

審議よろしく申し上げます。

議 長

議案15号について、質問があればお願い致します。

ご質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、15号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案16号につきまして、議席番号6番 式田 信一委員さんから説明をお願い致します。

6番 式田 信一 委員

議案16号から18号まで同じ所なんですけど、一緒に説明してもよろしいですか？

議 長

はい、いいですよ。

6番 式田 信一 委員

では16号から18号についてまとめて説明したいと思います。

まずは、現地に行ってみました。畑というよりも林という状況でした。竹が入って竹林という状況です。

16号議案の申請地だけ梨の木が植えられていました。ですが、それも全然管理されておらず、もうどうしようもないという様な形でした。

太陽光をするという事ですので、立地とそれから排水の問題ですが、資料の35ページを見ていただきたいのですが、一番下のところに道路がありますがこの上に水路が通っています。大雨の時にはこの水路に雨が流れ込んでいたということで、この水路に対して同意も取っているということですので、承認いたしました。

宜しく審議をお願いします。

議 長

それでは、議案16号・17号・18号について、質問があればお願い致します。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

31ページの字図なんですけど、17号の渡人の住所が申請書のものと違うのは別にいいんですかね？

それと、それぞれの土地の大きさは結構違うのに、太陽光発電のパネル面積は一緒なんですけど、それは大丈夫ですか？

議 長

事務局、お願いします。

事 務 局

議案17号の渡人の住所を見落としていたので、ちょっと違っている理由がわからないんですけども…。申請書の方には議案書に載っている住所を書いているので。書

き間違ったのか…。すみません、見落としていました。（後日確認した結果、字図は登記簿記載の住所を記入したため、現住所と異なっているとのこと）

施設面積については、それぞれの3か所の設置する枚数が同じなのでパネル面積が同じということでこのように記載しています。

（3番 高田 英委員より挙手有り。）

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

ちょっと案件は飛ぶのですが、写真があったので教えてほしいんです。

資料40ページに非農地証明の写真が付いており、そこと関連がある位置だと思うのですが、既に太陽光パネルが設置されているのはどこになりますか？

6番 式田 信一 委員

それはですね、1376です。道路のすぐ上です。

3番 高田 英 委員

1376番？

6番 式田 信一 委員

39ページが一番下です。

3番 高田 英 委員

え？地目が畑になっている。

事 務 局

すみません、ちょっと場所が違います。

写真に載ってる部分についていうと、40ページの写真の太陽光は、1333-9。

字図のかなり上の方の地目山林となっている所です。そこが既に太陽光になっています。

3番 高田 英 委員

わかりました。

それを含めて、市の条例にかかるという事はないんですね。

事 務 局

個々の面積が小さいので…、それぞれの事業者も別であるのでおそらくかからないかと。

3番 高田 英 委員

それって確認していますか？

事 務 局

聞いてないです。

3番 高田 英 委員

念のため一度確認しておいた方がいい。

事業者違うので多分条例にはかからないとは思いますが、全体を見るとかなり広大な太陽光施設になっているので。

事務局

確認しておきます。

議長

他に質問はありませんか？

(ありません。)

それでは、16号から18号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この16号から18号の案件 許可相当と認めます。

### ■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案19号 1件)

議長

日程第5 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

今、説明が終わりましたが、ご質問があればお願いします。

質問は、ないでしょうか？

(ありません。)

質問がない様ですので、この案件 採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明を発行致します。

### ■日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案20号 1件)

議長

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議長

議案20号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案21～45号 25件)

議長  
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）25件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長  
議案21号から34号の14件の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。  
質問はないでしょうか。  
(ありません。)  
それでは、議案21号から34号の案件、一括して承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この21号から34号の継続の案件 全て承認致します。

続きまして、議案35号ですが、これからは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？  
(ありません。)  
それでは、議案35号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？  
(ありません。)  
それでは、この議案36号の案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案37号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？  
(ありません。)  
それでは、この議案37号の案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案38号について、質問があればお願い致します。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

内容についてではないですけど、所有者の名前と貸付人の名前が違うときはどういう場合でしたかね？

議 長

登記をしてないんです。

5番 江藤 国子 委員

登記をしてなくて、亡くなってる人がまだ所有者だった時？

事 務 局

相続登記が終わってなくて、お父さんとか名前が残ってる時です。

議 長

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案38号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案39号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案39号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案40号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案40号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案41号について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか？

(ありません。)

この議案41号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案42号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？

(ありません。)  
この議案42号について、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案43号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？

(ありません。)  
この議案43号について、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案44号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？

(ありません。)  
この議案44号について、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案45号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？

(ありません。)  
この議案45号について、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案47号について、質問があればお願い致します。  
質問はありませんか？

(ありません。)  
この議案47号について、承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第8「由布市農地利用最適化推進委員の決定について」

(箇所番号46号 1件)

議 長

日程第8 由布市農地利用最適化推進委員の決定について、1件あります。農政課より



説明をお願いします。

事務局

日程第8 由布市農地利用最適化推進委員の決定について、議案朗読説明。

議長

この案件につきまして、ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問がない様ですので、推進委員 首藤さんを承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。